

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

○市の人口

国勢調査による鳥羽市の総人口は、昭和 35 年の 30,521 人をピークにゆるやかに減少し、26,806 人となった平成 7 年以降は急激な減少となり、令和 2 年には 17,525 人になっている。また、年齢 3 区分別人口の構成割合は、15 歳未満人口 9.1% (1,596 人)、15～64 歳人口 50.73% (8,890 人)、65 歳以上人口 39.29% (6,885 人) となっており、65 歳未満人口の減少が今後も見込まれ、人口減少と少子高齢化による人手不足が地域の経済活動や雇用において深刻な課題となっている。

○市の産業

本市は伊勢湾と太平洋・熊野灘に面した豊かな漁場を背景に古くから多様な漁業が営まれるとともに、全域が伊勢志摩国立公園に指定され、豊かな海の幸や魅力ある観光施設により、多くの観光客が訪れる「漁業と観光のまち」として発展してきた特徴を有する。

令和 2 年の総就業者数は 8,588 人となり、20 年前の平成 12 年の 12,804 人と比較すると 32.9%減少している。令和 2 年の内訳は第 1 次産業 1,131 人 (13.2%)、第 2 次産業 1,445 人 (16.8%)、第 3 次産業 6,012 人 (70.0%) となっている。

また、産業構造を見てみると、平成 28 年経済センサスによる事業所数では、宿泊業、飲食サービス業 26.6%、卸売業・小売業 25.0%、建設業 9.1%、生活関連サービス業・娯楽業 8.6%、製造業 7.8%、サービス業 6.5%となり、全体の半数以上を観光関連産業が占めており、本市の経済や雇用を支えている状況にある。

○市の中小企業者の実態

市内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに地域の強みを活かした個別企業の経営力を高め、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

統計データ

鳥羽市の概要

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	
鳥羽市の面積(k㎡)	107.88	107.93	107.99	107.34	107.34	
鳥羽市の人口(人)	24,945	23,067	21,435	19,448	17,525	
鳥羽市の世帯(戸)	8,413	8,167	8,057	7,730	7,382	
生産年齢人口(人)	15,585	13,897	12,541	10,621	8,892	
老年人口(人)	5,611	6,123	6,374	6,322	6,885	
高齢化率(%)	22.5	26.5	29.7	32.5	39.3	
鳥羽市の就業者数(人)※	12,804	11,781	10,239	9,666	8,588	
うち	第1次産業就業	1,916	1,790	1,325	1,430	1,131
	第2次産業就業	2,443	2,123	1,814	1,691	1,445
	第3次産業就業	8,445	7,868	7,100	6,545	6,012

※分類不能を除く

資料:面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」 人口、世帯、就業者数は国勢調査

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、それに沿って中小企業への先端設備導入の実現を促し、本市の課題である人手不足や後継者不足等の解消を図る。これを実現するため、本先端設備等導入計画の目標認定件数は、年間5件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、宿泊業、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画では、先端設備の導入を促進し市内の中小企業の労働生産性の向上を図ることが目的であるため、工場や事業所などが無い敷地に設置する売電を目的とする太陽光発電設備などの再生可能エネルギー発電設備については本計画の対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺を含む中心市街地、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、宿泊業、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③市税を滞納している事業者は対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。